

二 地域並大組合の事情を考慮して労働学校には定期講座を設置すること。

(3) 教育運動の方法

イ 労働学校による定期講座、

ロ 教育期間又は臨時講座、

ハ 研究会、茶話会、討論会、講演会、

ニ 機関紙、パンフレット等の利用（出版の拡充）

ホ 費用は教育運動組合支部の支弁によるを原則とする。

(10) 坑内高熱度作業禁止の件

（日本鉱夫組合提出）

可決。

理由 我が國炭礦労働者保護規定によれば幼年及婦人坑夫の華氏八十度以上の高熱度坑内に於ける作業は禁止されるのみであつて男子坑夫の労働には些の制限がない。然るに常磐地方その他の各地に於て實際は百二十度もある坑内作業が行われており、かう高熱度作業は人体に對して非常な悪影響を及ぼすこと勿論である。

高熱度、暑さ大汗と共に人体内の塩分が取去られてしまふ遂には卒倒する至るから傷害

が度重なる事例が精神的累積も來し庶民同様と引く且坑夫の生命を著しく短縮してしまうのである。

かう不當な労働による社會的悲惨に對して我等は完全なる保護法律を以て之を廢止せしめて我が國の重要な産業に從事してゐる炭礦労働者の身體と生命とを保護せねばならぬ。

右の実現に對して我等は左の如き方策に依る。

実行方法

一、華氏九十度以上の坑内作業を男子坑夫に全く禁止すること。

二、之れに對して日本労農党と共同して衆議院に請願運動を起し且凡て3方法で以て社会に訴へること、

三、今後年議に際しては右の貫徹に努力すること、

四、以上に對して尙完全なる調査を必要とする爲め日本労働組合同盟に於て礦山労働者災害調査委員會を設置すること。

(2) 日本労働組合同盟運動方針排擧の件